

議事日程 平成23年9月9日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第36号～議案第55号)

午前9時30分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成23年第3回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、9番中山五雄君及び1番原田希君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月16日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成23年第3回上峰町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用の中、御出席を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、各課順に行政報告をさせていただきます。

まず、総務課でございます。

総務課。

交通安全関係では、6月18日に子ども自転車大会鳥栖・三養基地区の予選会がみやき町北茂安小学校体育館で行われ、上峰小学校から6年生の児童8名（2チーム）が出場しました。ことしは健闘及ばず入賞できませんでしたが、一生懸命練習した皆さんの健闘をたたえます。また、熱心に御指導いただきました先生や交通安全指導員各位にお礼を申し上げます。2学期に入り、小・中学校の生徒さんは元気に登校されていますが、9月1日から8日までの間、交通安全指導員の皆様には町内5カ所の交差点で立ち番指導を行っていただき、大変感謝申し上げます。

防犯関係では、夏休み期間中に教育委員会と連携して、町内の団体、機関等の関係者にも御協力いただき、町内を夜間巡回して防犯及び青少年の指導を行いました。

また、このたび商工会青年部の皆様方で「こども見守り隊」を結成されましたが、子供たちの安全・安心に寄与していただけるものと大いに期待をしております。

社会を明るくする運動について、保護司の方々を中心に少年補導員やBBS等も参加されて、毎年7月を強化月間と位置づけ、啓発、広報活動に努められていますが、今年度は上峰町が主体となって、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をスローガンとして、7月1日に鳥栖・三養基郡内の市町を巡回し街頭パレードを行いました。

消防関係では、鳥栖・三養基地区消防本部の協力を得て、8月28日に救急救命講習会を実施し、消防団員31名の参加がありました。この講習会は毎年実施しておりますが、消防団員が技能を習得する機会として有意義なものとなっています。

水防関係では、7月6日午後からの豪雨によって中学校体育館東の道路が冠水し、越水によって付近の住宅地に浸水のおそれが生じてきましたので、同日の夕刻に土のう積みを行いました。今年度は出動を要する事態はほかに発生せず、梅雨どきの大雨による被害もなく一安心しました。しかし、昨今、ゲリラ豪雨が発生して局地的に冠水することもありますので、気象予報を注視して警戒を怠らないようにしなければならぬと考えます。

選挙については、農業委員会委員選挙が7月10日に執行されました。夏真っ盛りの時期でしたので、選挙事務に携われた方々には御苦労も多かったと思いますが、遺漏なく行われまして、感謝申し上げます。

企画課。

1. 企画係。

「まちづくり計画（仮称）」の策定に係る事務として、まず、アンケート調査を6月下旬から実施しました。無作為に抽出した2,000名の町民へ調査票の発送、回収を行い、分析を調査研究機関に依頼しました。次に、本町の現状把握及び今後の課題を明らかにするため、調査研究機関とともに各課へのヒアリング、町長インタビュー、町内現地調査を7月下旬に行いました。

公共放送受信に係る支援として、7月24日の地デジ完全移行に向け、町民が不便を来さないよう、県民サポートセンター等の関係機関との連絡調整に努めました。

企業誘致の関係では、8月下旬の佐賀県工業開発推進協議会の東部地区意見交換会の地元開催に向け、町内企業を初め、関係機関との連絡調整を行いました。また、この機会を利用して、参加企業等へ町単独での工業用地に関する説明会を行い、現在の上峰町を知っていただく努力を積み重ねました。

2. 財政係です。

公有地管理業務として、7月中旬に学習等施設、婦人の家、多目的施設等への除草剤散布を行い、7月下旬には堀川跡地の草刈り作業を老人クラブと一緒に行いました。また、施設管理面では、きめ細かな交付金事業を活用した庁舎正面玄関の修繕を8月中旬に行いました。

予算の関係では、7月上旬から24年度当初予算に係る前年度比較増額要求調べを行い、同時に緊急雇用創出基金事業終了後の町単独での事業継続に係るヒアリングも実施しました。また、9月補正予算の要求期限を8月上旬に設定し、その後には査定を行い、大枠を取りまとめました。

このほかの担当業務として、決算統計事務に係る資料作成を6月上旬から取り組み、7月6日に市町村課のヒアリングを受けました。経常収支比率は88.6%で、前年度より5.2%改善、実質公債費比率は21.7%で前年度より1.1%の改善、将来負担比率は141.6%で前年度より13.8%の改善となりました。また、普通交付税事務では、7月26日に市町村課のヒアリングを受け、3年に1回の交付税検査を8月19日に本町庁舎会議室で受検しました。

続きまして、住民課でございます。

1. 窓口係。

7月末現在の人口は9,451人で、昨年同時期と比較しますと105人の増、世帯数では3,219世帯で64世帯の増となっております。

パスポートの交付事務については、平成19年10月の権限移譲以来、虚偽の申請等もなく順調に事務を遂行しているところです。

今後も個人情報の漏えい防止に最善の努力を尽くしながら、適切な事務処理を行ってまいります。

2. 子育て支援係。

子ども手当につきましては、つなぎ法による制度開始後4カ月が経過しましたが、新たに受給者となる方について、申請漏れが生じないよう申請を呼びかけております。

現在は、10月定期払い（6月から9月分）に向け、支払い準備を進めております。

また、平成23年度10月以降半年間は新たな手当制度が施行予定であるため、受給者にわかりやすい情報提供及び案内を行ってまいります。

児童扶養手当につきましては、これまでは支給要件に該当する母子家庭の母、または養育者が支給対象となっておりますが、平成22年8月1日より支給要件に該当する父子家庭の父も支給対象となりました。手当の支給に当たっては町への申請が必要ですので、申請漏れのないよう、広報紙、ホームページを活用し、制度の周知に努めてまいります。

現在、ひよ子保育園かみみね117名、ひかり保育園77名、広域保育36名、合計230名の保育に欠ける児童の保育の実施を行っております。

3. 環境係。

環境衛生につきましては、7月26から27日の2日間で大字別に環境美化推進員（区長）の方々と環境係の職員で環境パトロールを実施しました。不法投棄やポイ捨ての多い箇所を把握するとともに、抑止のための立て看板等を利用しながらパトロールを強化し、早期発見、防止に努めてまいります。

また、8月第1日曜日を「上峰町清掃の日」と定め、今年度は8月7日に環境美化推進員さんを中心に、各地区において清掃活動を実施していただきました。空き缶、ペットボトル等収集量は2.4トンでした。

一般廃棄物については、容器包装リサイクル法に基づいた資源ごみの分別収集、また4R推進のための広報紙による周知、啓発を行いました。

今後も環境美化推進員の方々との連携をもとに、不法投棄防止に努めてまいります。

続いて、健康福祉課。

1. 健康増進係でございます。

平成20年度から40歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者及び予備軍を減少させるための特定健診及び保健指導の実施が義務づけられ、6月22日水曜から25日土曜まで、中学校体育館でがん検診と同時実施し、528名の方が健診を受診されました。今回受診をされなかった方につきましては、個別健診の受診を勧め、住民の方々の健康についてサポートしていきたいと考えております。

なお、健診結果の説明を8月2日（火）から6日（土）まで町民センターで行い、383名の方が説明を受けられました。説明会に来られなかった方については連絡をし、随時役場で説明をしております。

今回の健診により、特定保健指導の対象者は、動機づけ支援者で57名、積極的支援者で14

名いらっしゃいました。

子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、ワクチンの供給不足のため、初回接種者への接種が差し控えられていた方も接種ができるようになりました。

2. 保険年金係でございます。

国民健康保険高齢受給者証及び後期高齢者医療保険被保険者証、限度額適用・標準負担額認定証の有効期限7月末の更新手続を滞りなく完了いたしました。

国民健康保険被保険者で40歳以上の特定健康審査を受けていない方等を対象に人間ドックを希望される方の受付を8月から実施しており、8月末までの申込者は6名です。

3. 福祉介護係でございます。

本年6月よりパーキングパーミットの申請交付事務が市町に移管され、8月末までの交付件数が22件ありました。

住民援護につきましては、8月6日8時15分に広島に、8月9日11時2分長崎に原爆が投下され、原爆死没者の冥福と世界恒久平和の実現を祈念するため、同時刻にサイレンを1分間鳴らし、また、8月15日に全国戦没者追悼式が開催され、正午に1分間サイレンを鳴らし、戦没者に対し追悼の意をあらわしました。

9月11日に町民センターで実施する敬老会の準備を進めており、その折にお祝いをする今年度の金婚者の申し込み受付を7月29日までとして、24組の方々が申請されました。なお、今年度に100歳以上の方は8月末現在4名おられます。

介護保険関係では、7月に基本チェックリストを65歳以上の方1,277名に郵送し、970名の方から回答がありましたが、未回答の方に対しては回答いただくよう再度連絡しております。このチェックリストによりまして二次予防事業の対象者を拾い出し、介護予防事業等の参加について勧奨していきます。

続きまして、税務課でございます。

1. 課税係。

昨今の経済情勢は厳しい状態にあるものの、本町では一部持ち直しの動きが見受けられるようになってまいりました。

平成23年度町税の調定額について、7月末現在、前年度同期と比較して、31,004千円増の1,193,784千円となっております。

個人町民税の調定額は345,885千円で、前年同期と比較して6,817千円の減収となっております。依然として雇用情勢等が厳しい状況で、解雇や離職等で所得の減少が続いているものと考えております。

法人町民税の調定額は74,248千円で、前年同期と比較して30,436千円の増収となっております。ここ数年、企業の業績悪化で大幅減収傾向でありましたが、昨年から一部回復の兆しを見せる企業があり、今年度は昨年度実績の100,948千円より増収を見込んでおります。た

だし、東日本大震災の影響がどのようにあらわれるのか、今後の動向に注視していきたいと考えております。

固定資産税の調定額は729,304千円で、前年同期と比較して4,563千円の増収となっております。ミニ開発による宅地化や家屋の新築等によるものと考えております。

軽自動車税の調定額は21,230千円で、前年同期と比較して375千円の増収となっております。登録台数の増加によるものと考えております。

たばこ税の調定額は21,226千円で、前年同期と比較して2,451千円の増収となっております。昨年10月からのたばこ税率の上昇で一時減収したものの、現在は増収傾向にあります。

入湯税の調定額は392千円となっております。季節により利用者の増減がありますが、ここ数年は減少傾向にあります。今後も課税の適正化に努めていきたいと思っております。

2. 収納係でございます。

次に、徴収関係ですが、町民税、国民健康保険税の賦課も6月に終わり、7月から8月の夏場にかけては滞納繰越分を重点に徴収を行っております。

ことし3年目の滞納整理推進機構へは、町県民税のほか、固定資産税などの町税も対象に徴収引き継ぎを行いました。6月に170人（町県民税76人、その他町税94人、滞納額38,947千円）の引き継ぎを行い、滞納整理推進機構と協議しながら徴収を行っております。7月末現在で7,496千円の徴収実績が上がっております。

滞納整理としては、6月28日に公売を実施しました。太洋鋼機株式会社の固定資産で多額の滞納物件でありましたが、落札価格5,600千円のうち、一部滞納額に充当いたしました。差し押さえについては、今年度3件（土地、給与、預金、それぞれ1件）を実施し、預金と給与の方はそれぞれ滞納金に充当しました。

また、8月下旬に常習の滞納者約10人に対して財産調査を実施しておりまして、財産発覚の際には、今後とも毅然とした態度で臨みたいと考えております。

振興課。

1. 建設係。

梅雨時の三上南の住宅地の排水不良を解消するため、きめ細やかな交付金事業にて西峰地区の排水路整備を完了いたしました。

また、平成21年度に鳥越川上流にて小規模的な土石流による宅地内への泥土の流入被害が起きております。そのような災害を未然に防ぐため、河川の通水断面の確保を目的とした改修工事の発注をいたしました。

2. 管理係。

今年度より3カ年で住宅リフォーム緊急助成事業を行います。これはエコハウス、UD化などのリフォームを促進し、住宅性能の向上を図り、地域の工務店などの仕事をふやし、地域経済の活性・環境を図る目的とした事業でありまして、今議会に予算の計上をお願いして

いるところです。

農業集落排水事業につきましては、今年度より坊所地区の機能強化事業を行っていきます。これは、事業区域内の宅地造成や企業の進出による著しい計画人口の増加に伴い、計画値より流入量が超過しており、流入水質も悪化してきております。このままでは、汚水または汚泥が水槽から漏れ出し、隣接する農業用水路への流出するおそれさえあるため早急に行う必要性があり、これにつきまして、議会の振興常任委員会においてもこの事業の説明を行い、今現在、基本設計を終えたところです。今後は地区説明会を行い、実施設計に入っていきたいと思っております。

続きまして、低コスト型農業集落排水施設更新事業につきましては、3カ年事業の最終年度ということで、最適整備構想計画書の策定を行っていきます。

3. 産業商工係。

本年度本格実施されました農業者戸別所得補償制度につきましては、9営農組合及び69名の個人、延べ295名が申請されました。また、7月には生産組合長の協力を得ながら、水稻272ヘクタール、大豆127ヘクタール、加工用米12ヘクタール、その他野菜等11ヘクタールの作付について現地確認を行った旨、国に報告したところであります。

大字堤地区で発生しておりますイノシシ被害につきましては、猟友会三養基支部に有害鳥獣駆除を委託するとともに、鳥獣被害防止総合対策事業により20戸、13ヘクタールについてワイヤーメッシュ等の防護さくの整備を行い、被害防止に努めていきます。

地産地消の取り組みにつきましては、地元農家と学校給食の連携を深めるべく、これまでに2回推進検討会を開催しました。業者委託している学校給食においても、地元及び県産の安全で安心でおいしい食材を多く活用すべく、生産農家、直売所、青果市場が食材の取り扱い量やしゅんについて報告するとともに、学校給食栄養士から給食における月ごとの食材の使用量等について報告があり、需要と供給、食材の規格等について情報交換いたしました。今後は取り扱い可能な作物の掘り起こし、遊休農地の活用等地域活性に向けた取り組みを行うとともに、生産農家の顔が見える安心で安全な農作物を学校給食にお届けできるよう推進してまいります。

亀裂発生により通行どめとなっております林道九千部山横断線につきましては、県補助事業の採択をいただきましたので、今後は設計及び工事の発注を行っていきます。

上峰町サマーフェスタがイオン上峰店にて開催されました。例年とは趣向を変え、お祭りという形での取り組みでしたが、多くの町民の皆様にご来場いただくとともに、上峰太鼓、よさこいちゃんし、上峰町文化協会、上峰町商工会、佐賀県警察音楽隊の御協力を得て、地域に密着した町民参加型のイベントを行うことができました。

東日本大震災への復興支援を行うべく、上峰町商工会において義援金付きプレミアム商品券の販売が行われました。町においても、プレミアム分について補助を行い、震災復興への

一助として取り組みました。10%のプレミアム付き商品券は7月と10月において計2,000セットの販売予定となっております。

続いて、教育課でございます。

中学校では、7月20日、21日2日間にわたり地区中体連が管内各会場で開催されました。

8競技に出場し、女子ソフトテニス団体戦準優勝、個人優勝、サッカー優勝、剣道男子個人優勝など、輝かしい成績を残し、県大会への出場を決めました。県中体連では、陸上1年男子100メートルで3位入賞、3年女子100メートル・200メートルで入賞、剣道男子個人戦でベスト8に進出するなど、上峰中学校ここにありという気概を見せてもらいました。応援された方々、保護者の皆様ありがとうございました。

また、中学2年生は、夏休み期間中8月17日から19日までの3日間、職場体験を実施しました。町内の事業所はもちろん、遠くは鳥栖消防本部まで27事業所で体験をさせていただきました。貴重な体験を踏まえ、自分たちの将来に夢を抱くことができた生徒も多かったと思います。生徒たちのために貴重な時間を割いて御協力いただきました事業所の方々に深く感謝を申し上げます。

小学校では、6月28日小学校東側の学習田に地元の方の御協力を得て、6年生全員による田植えを行いました。ことしは東北大震災の被災者へのエールということで、「日本ガンバロウ」と赤米で文字をつくりました。稲穂が実る秋には約150キログラムの収穫が見込まれ、年末には6年生、保護者の皆さんともちつき大会を実施する予定です。

7月15日は、魅力ある学校づくり推進事業による大豆まき作業を5年生で実施しました。この事業は、体験活動を通じ地域のよさを深く理解し、農作業を通して、「ふるさとに根ざした上峰っ子を作ろう」というものです。大豆収穫後は、みそ、豆腐をつくり、協力していただいた皆さんと食事会をすることになっています。

8月3日から8月5日の2泊3日、5年生は福岡県にある国立夜須高原少年自然の家で宿泊研修を行いました。この事業で5年生の皆さんは集団生活の中で、規律、協力、感謝の心を育て、自然に親しみ、自然を愛する心を持つことができたと思います。

長い夏休みの期間中、小・中学校ともに事故なく無事に2学期をスタートすることができました。

続きまして、生涯学習課でございます。

1. 生涯学習係。

子どもクラブスーパーキックベースボール郡大会が7月3日にみやき町で開催され、切通チームと鳥越・屋形原チームが町大会を勝ち抜かれ出場されましたが、県大会への出場はかないませんでした。

地域での青少年健全育成を目的とした青少年育成地区懇談会を7月5日から8日までの4日間それぞれの公民館等で開催したところ、参加者総数は526名に達し、各地区とも盛会の

うちに所期の目的を達し終了することができました。

夏の最大のイベントである青少年育成サマーキャンプを7月29日から7月31日までの2泊3日で大分県立九重青少年の家キャンプ場にて実施しました。

参加者は小学校4年生から6年生までの54名の参加があり、九重連山の三俣山登山を初め、炊事作業やキャンプファイアー等で野外活動の楽しさや集団活動の大切さなど、貴重な自然体験学習であったと思われました。また、3日間を通じて多くの指導者の御協力により無事終了できましたことを御礼申し上げます。

学校の夏季休業期間中の7月27日、8月10日、8月17日、8月23日の4日間、青少年健全育成推進員、少年補導員、安全なまちづくり推進員、坊所駐在所、学校や行政機関と連携して夜間巡回パトロールを実施しました。このような活動が上峰町の青少年の健全なる育成の一助になれば幸いに思います。

2. 生涯スポーツ係。

スポーツに親しむことは、体を動かすという人間の本源的な欲求の充足を図るとともに、体力の向上、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果を得ることができると言われてしています。

そのような中、平成23年度国体・第31回九州ブロック大会のソフトボール競技の開始式が8月19日17時から、九州8県の精鋭約500名を迎え、町民センターホールにて盛大に開催されました。20日と21日の両日は成年女子と少年女子競技が中央公園多目的広場で熱い声援の中、本国体出場2枠をかけた熱戦が繰り広げられました。結果としては、国体本大会へは佐賀県チームはいずれも進出することができませんでしたが、仲間や指導者との交流を通じて、爽快感、達成感、他者との連帯感等を感じることができました。

続きまして、文化課でございます。

文化財関係では、まず、町内の各種開発に伴う埋蔵文化財の保護調整を目的に、4月より7件の埋蔵文化財確認調査を実施しました。近年、大規模な開発は減少し、個人レベルでの小規模な住宅建設、宅地造成関連の調査が増加傾向にあります。そのような中、船石地区の個人専用住宅建設に伴う確認調査において、遺構、遺物が検出されたことを受け、6月初旬に本調査を1件実施しました。

また、太古木の保存環境改善策として、保存対策委員会より指摘があった文化財保存地区北側排水路の埋め立ても視野に入れた有効活用について、振興課と事務レベルの協議、調整に着手しました。今後、文化財保存地区の公有化に向けた作業とあわせて、文化庁、県教育委員会と連絡をとりながら、この排水路の取り扱いについての課題を整理していきたいと考えております。

民俗文化財関連では、米多浮立、西の宮浮立についてそれぞれ保存会へ奉納に係る経費について補助金を交付しました。米多浮立につきましては、本年は奉納年に当たり、10月22、

23日の奉納に向け、現在、保存会にて出演者の調整が行われております。西の宮浮立につきましては、本年は稚児舞、浮立とともに、みやき町本分地区、西分地区が担当されます。

図書館関係では、まず、毎年夏休み期間中に小学生を対象に実施している「さまーすくーる」ですが、本年度は、身の回りのものを使った工作教室、らくがんづくりやそば打ち体験、放送局、工場見学など、6教室を開催し、延べ150名の子供たちが参加しました。各教室に参加した子供たちにとって、日ごろの生活の中ではできない事柄など貴重な体験となったようです。

次に、7月26日、図書館と小・中学校図書室との連携を目的に、第10回町内図書館連絡協議会を開催し、小・中学校より図書購入の際の選書方法などについて要望をいただきました。今後これらの要望にも対応し、子供たちが本に親しむことができるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

また、8月中には、中学生の職場体験、佐賀大学学生のインターンシップ実習生の受け入れもあわせて行いました。

資料館関係では、8月3日から30日まで大分県日田市で開催された阿蘇4火砕流埋没林特別展に太古木の輪切りなどの資料を貸し出しました。また今後、年内に武雄市歴史資料館、県立宇宙科学館の展示会への太古木関連資料の貸し出しも予定しております。

以上、各課順に行政報告をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

以上で町長の行政報告が終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（大川隆城君）

日程第4．諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率についての報告をお願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。

それでは、貴重な議会の時間の中で報告する時間をいただきましたので、早速御報告申し上げたいと思います。

平成22年度上峰町財政健全化判断比率についての御報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月より施行をされております。これは、これまでの地方財政再建促進特別措置法では、財政の悪化状況を早期に的確に把握できなかった点などを反省材料に、抜本的に見直されたものでございます。

新しい財政健全化法第3条第1項では、財政状況を見きわめる健全化判断指標といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標

を用い、財政健全化基準、財政再生基準を設定し、自治体財政への監視が強化されているところでございます。この4つの指標のうち、1つでも財政健全化基準を超えれば、早期健全化団体として財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、財政の健全化に取り組まなければならないというふうにされております。

それでは、平成22年度決算に基づく健全化判断比率報告書をごらんいただきたいというふうに思います。

なお、この報告書作成に関しましては、去る8月24日、監査委員に平成22年度の財政状況の説明を行った上で監査委員の審査に付し、8月29日に監査委員から平成22年度財政健全化判断比率審査意見書をいただいております。報告書の最後に添付しているとおりでございます。

ページ数を紙面の下部中央につけております。

まず、2ページ上段、(2)実質赤字比率をごらんください。

実質赤字比率、これは一般会計及び土地取得特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわすものでございます。

実質赤字とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した繰上充用額と、実質上、歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べた支払繰延額、そして、実質上、歳入不足のため事業を繰り越した事業繰越額をいうわけでございますが、一般会計及び土地取得特別会計につきましても、平成22年度決算は赤字ではございませんので、この点は、ここにつきましては該当しないというところでございます。

続きまして、同じページすぐ下の(3)連結実質赤字比率をごらんください。

連結実質赤字比率、これは一般会計及び土地取得特別会計と、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計、工業用地取得造成分譲特別会計を合わせたものでございます。これも平成22年度決算は赤字及び資金不足はございませんので、該当しないところでございます。

次のページ、3ページをお願いします。

3ページ上段、(4)実質公債費比率をごらんください。

実質公債費比率につきましては21.7%となっております。これは普通会計と公営企業会計のほか、一部事務組合、広域連合までを含めた公債費の標準財政規模に対する比率をあらわした数値であり、3カ年の平均値でございます。

単年度の実質公債費比率は、平成20年度が22.5%、平成21年度が21.5%、平成22年度が21.2%でございました。一般に18%以上になりますと、地方債の発行に国の承認、県の許可が必要になり、25%以上になりますと、一般事業等の起債が制限されるというものでございます。

続きまして、すぐ下の(5)将来負担比率をごらんください。

将来負担比率につきましては、さらに、後者までを含めたものになるわけでございます。普通会計と公営事業会計、それに一部事務組合・広域連合に、三養基西部土地開発公社を含めたものでございます。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわしたもので、141.6%という数値になっております。

なお、早期健全化基準、財政再生基準につきましては、1ページのほうの総括表にお示しをしておるとおりでございます。

以上で平成22年度上峰町財政健全化判断比率につきましての報告を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（大川隆城君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第36号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い改正するものでございます。

平成23年9月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

男女共同参画計画策定に当たり、男女共同参画計画策定委員会を設置することで、委員の費用弁償を規定するために本条例の一部を改正するものでございます。

平成23年9月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第38号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

本議案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、上峰町税条例の一部を改正するものでございます。

平成23年9月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第39号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い改正するものでございます。

平成23年9月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第40号

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 上峰町大字江迎569番地

氏 名 江 頭 紘 一

生年月日 昭和20年12月24日

平成23年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第41号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤2225番地の1

氏 名 矢動丸 壽 之

生年月日 昭和20年2月22日

平成23年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

矢動丸氏につきましては、さきの3月議会での御推薦となりましたが、任期が平成23年3月23日から平成23年10月1日までということで、前任の八谷日出夫氏の残任期間ということでございました。

経歴をお伝え申し上げます。

上峰村立上峰小学校を卒業され、上峰村立上峰中学校を卒業、佐賀県立三養基高等学校を卒業され、佐賀大学文理学部物理学科へ入学されまして、昭和42年に佐賀大学文理学部物理学科を卒業されております。

職歴といたしましては、昭和42年、佐賀県理科教育センター研究員として4月からお勤めになられ、昭和44年4月には佐賀県立神埼高等学校、以下、三養基高等学校、県教育委員会、

致遠館高等学校、佐賀西高等学校、白石高等学校、佐賀北高等学校、佐賀県立佐賀工業高校、三養基高校、その後、佐賀県教育委員会、県立北部養護学校で校長をされまして、平成15年佐賀県立神埼高等学校で校長をされました。退職後は、佐賀県立鳥栖高校にて臨任教師をされておられ、賞罰としては、平成17年11月佐賀県教育委員会より表彰状を授与されておられます。

続きまして、議案第42号 町道路線の廃止について。

本議案は、記載しております2路線について、現路線の片方を延長するために町道路線の廃止をお願いするものでございます。

平成23年9月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第43号 町道路線の認定について。

本議案は、記載しております7路線について、町道路線として認定をお願いするものでございます。

平成23年9月9日提出、上峰町長、武廣勇平。後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第44号

平成23年度上峰町一般会計補正予算（第2号）

平成23年度上峰町の一般会計予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,318千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,452,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年9月9日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第45号

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ984,720千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第46号

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第47号

平成23年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成23年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第48号

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ552,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月9日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第49号

平成22年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成23年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第50号

平成22年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成23年 9 月 9 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第51号

平成22年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成23年 9 月 9 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第52号

平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成23年 9 月 9 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第53号

平成22年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成23年 9 月 9 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第54号

平成22年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成23年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第55号

平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成23年9月9日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、20議案を一括提案させていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より20議案一括上程されました。

お諮りをいたします。補足説明を求める前にここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、10時40分まで休憩いたします。休憩。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

先ほど町長のほうから20議案一括上程されました。それぞれの案件につきまして、補足説

明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第36号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、それと議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第36号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、お手元の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この条例の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、上峰町職員の育児休業等に関する条例中に非常勤職員に係る育児休業の規定を新たに設けるものでございます。その趣旨は、仕事と育児の両立を図る観点から、民間との均衡も考慮しまして、非常勤職員にも育児休業等を付与できるようにするものでございます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条でございますが、育児休業をすることができない職員についての条項でございますけど、育児休業をすることができない非常勤の職員の規定として、第3号を新たに設けるものでございます。

第3号、ア、イ、ウのいずれかに該当する常時勤務することを要しない非常勤以外の非常勤職員は、育児休業をすることができない職員と規定するものでございます。

まず、第3号、アについてでございますが、非常勤職員が育児休業をするためには、(ア)、(イ)、(ウ)のいずれにも該当する必要がございます。

(ア)は、同一職に引き続き在職した期間が1年以上あること、(イ)は、養育する子が1歳に達する日を超えて、引き続き在職する見込みがあること、(ウ)は、勤務日の日数を考慮して、町長が定める非常勤職員、第3号、アにつきましてはこのいずれにも該当する必要がございます。

続きまして、第3号、イでございますが、第3号、イにつきましては、次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員と記載しておりますが、次条第3号といたしますのは、第2条の2第3号のことでございます。

続きまして、第3号、ウでございますが、ウは任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該育児休業に係る子について自分の任期が更新され、または任期満了後に引き続き採用されることに伴い、任期の翌日または引き続き採用される日を育児休業期間の初日として育児休業しようとするもの、これは次のページになりますけれども、そういったことになっております。

以上、申し上げましたように、第3号のア、イ、ウに該当する非常勤職員につきましては育児休業を取得できると、そういうふうに御解釈いただきたいと思います。

続きまして、2ページから3ページの関係でございますが、現行の第2条の2（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）の条文を第2条の3といたしまして、第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める日の条文を新たに設けることといたしました。

新たに設けた第2条の2につきましては、第1号で非常勤職員の養育する子の1歳到達日、第2号につきましては1歳2カ月に達する日、第3号で1歳6カ月に達する日の規定を設けたものでございまして、第3号につきましてはア、イ、いずれにも該当するときに適用されることとなります。

アにつきましては、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合、イについては、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認める場合として町長が定める場合に該当する場合、そういう規定となっております。

続きまして、3ページの下段でございますが、第3条につきましては、見出しにつきまして「ただし書き」という「き」の平仮名の送り仮名をしていたのを「ただし書」ということで「き」をとったものでございます。

同時に、第3条に第6号及び第7号を新たに設けまして、非常勤職員にも特別の事情について適用させることといたしております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

4ページ、第18条でございますが、この件につきましては（部分休業をすることができない職員）についての規定でございますが、ここに新たに1号と2号を設けまして、2号におきまして非常勤職員に係る規定を設けております。

2号のアにつきましては「特定職に引き続き在職した期間が1年以上の非常勤職員」、2号のイにつきましては「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が定める非常勤職員」、この項目を設けております。

このア、イ、いずれにも該当しない非常勤職員というのは部分休業することができないという規定になっております。

続きまして、第19条（部分休業の承認）についてでございますが、第1項の中に非常勤職員に係る規定を加えております。

第2項は、正規職員についての規定といたしまして、非常勤職員の部分休業の承認については、新たに第3項を設けております。

第3項につきましては、非常勤職員の部分休業の承認について規定したものでございまして、その取得時間は1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲ということで定めております。

なお、現在育児時間を承認されている場合は、当該時間を超えない範囲で、かつ2時間か

ら当該育児期間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする、そういう定めでございます。

本条例に規定する非常勤職員といたしますと、正規職員をやめて再任をされたような非常勤職員や一般的に雇い入れる日々雇用とか嘱託職員等も含めます。

さきに議会運営委員会におきまして、総務常任委員長よりお尋ねがあったときには、誤ったお答えをしておりましたので、ここで訂正をさせていただきます。

議案第36号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第37号でございますが、この改正につきましては、別表に男女共同参画策定委員会委員の費用弁償の事項を加えるものでございます。

国におきまして、男女共同参画社会基本法が制定されておりますが、これに伴いまして、地方自治体にあっても基本計画策定が必要となっております。本町ではまだ未策定でございますが、県から早期策定を求められておりますので、男女共同参画策定委員会を設けまして、努力いたしまして、今年度内に策定を完了していきたいと、そういうことで考えております。

資料といたしまして、男女共同参画計画策定委員会設置要綱（案）を添付させていただきますが、その第3条で「委員会の委員は、9名以内とし、次の各号に掲げるものうちから町長が委嘱する。」ということで、まず1号といたしまして、学識経験を有する者、2号、各種団体の代表者、3号、関係行政機関の職員、4号、その他町長が必要と認める者ということで、9名以内のところ委員を設けて策定をしていきたいと、そのように考える次第でございます。

以上、2議案につきまして補足説明をさせていただきました。よろしく御審議方お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○税務課長（白濱博己君）

おはようございます。私のほうから議案第38号 上峰町税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が6月30日に公布されました。これに伴いまして、地方税法の一部を改正することにより、上峰町の税条例も一部改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、1点でございますが、国税に合わせた租税罰則の見直しが行われまして、町民税等、所要の申告等がなされなかった場合の過料、いわゆる罰則規定でございますが、このほど30千円から100千円に大きく引き上げられて改正される内容のものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表をごらんいただきながら、説明をさせていただきたいと思いますが、まず1ページの上段でございますが（町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）、第26条関係でございますが、この件は、町外の納税者に係る納税管理人の不申告者に対して申告がなされなかった場合につきましての過料を、先ほど申しましたように30千円から100千円に改正するものでございます。

続きまして、中ほど（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）の36条の3関係でございますが、この件につきましては、文言の整理でございます。

続きまして、1ページ下段の（町民税に係る不申告に関する過料）、第36条の4及びその下でございますが（退職所得申告書の不提出に関する過料）、これは第53条の10関係でございますが、これも先ほどと同じく、過料を30千円から100千円に改正するものでございます。

続いて、2ページでございますが（固定資産税の課税標準）、第61条第9項、それから第10項関係でございますが、これは地方税法の改正に伴う条項のずれによる整理でございます。

続きまして、2ページの下段でございますが、（固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料）、これは第65条関係及び（固定資産に係る不申告に関する過料）、これは第75条関係でございますが、次の3ページの上段でございますが、（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）第88条の件につきましても、これも同じく先ほど言いました、過料を30千円から100千円に改正するものでございます。

同じ3ページの中ほどでございますが、（たばこ税に係る不申告に関する過料）、これは第100条の2、それからその下段でございます（鉱産税に係る不申告に関する過料）、第105条の2、さらに次のページでございますが（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）、これは第139条の2関係でございますが、この件は今回の改正とあわせまして、新たに導入される条項でございますが、これもたばこ税及び鉱産税並びに土地保有税の不申告者に対して100千円の過料を科す内容となっておりますのでございます。

続いて、同じく4ページの上段でございますが、第107条、それからその下、第133条の鉱産税と、それから特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料関係でございますが、これも同じく30千円から100千円でございますけれども、なお、先ほどから申しておりますとおり、鉱産税につきましては町内には今現在対象がございません。鉱産税というのは、鉱物の採取事業によりまして、その価格によって100分の1の税率を掛ける分でございます。鉱業者に対してでございますが、これは現在上峰町内にはありません。

それから、土地保有税につきましても、この件につきましては、1万平方メートル以上の土地を取得並びに保有する者に対して課税するものでございますが、10年間ですが、この法律も平成15年からの新規課税がなされておりませんが、現在、上峰町にはその該当がありませんけれども、地方税法の改正に伴って改正をしておくものでございます。

続きまして、4ページの（特別土地保有税の減免）、第139条の3関係でございますが、

これは改正に伴う条項のずれによる整理でございます。

最後に、5ページの附則（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）、第10条の2関係でございますが、これは建物ですけれども、固定資産税の減免の適用対象の改正でございます。高齢者向けの優良賃貸住宅について、改正前は県基準の認定を受けた住宅という文言でございましたが、新たに建築物については県に登録された住宅というふうなことで、その趣旨を持った書面をもって申告をする内容というふうなことに変更されておるところでございます。

なお、この減免措置につきましては、地方税法で対象をサービスつき高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅とした上で、その新築期限を平成25年の3月31日までに延長するという内容のものに地方税法では今回改正されております。

施行日につきましては、公布の日からでございますが、先ほど言いましたように、不申告等々に関する過料の関係の条項につきましては、公布の日から起算して二月を経過した日となっております。また、先ほど言いました固定資産税関係の附則第10条の2につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行日、これは国ではまだ施行はされておられませんので、その施行日というふうなことになっておるところでございます。

どうかよろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第39号、議案第45号、議案第46号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第39号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成23年7月29日に公布され、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して適用されることになったための改正でございます。

それでは、災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

その中で（災害弔慰金を支給する遺族）の第4条第1項の第1号中で「維持していた遺族」、この次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項第2号中の「前項」を「前号」に改め、同項に第3号「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者。）」に対して、災害弔慰金を支給す

るものとする。」というものを加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、「この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。」というものを加える改正でございます。

次に、議案第45号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目の2ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正をお願いします。

歳入、款の5. 療養給付費交付金、項の1. 療養給付費交付金、補正前の額61,106千円、補正額3,623千円、計64,729千円。

款の11. 繰越金、項の1. 繰越金、補正前の額30,001千円、補正額78,713千円、計の108,714千円。

歳入合計、補正前の額902,384千円、補正額82,336千円、計の984,720千円となっております。

裏面、3ページをお願いします。

歳出、款の11. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、補正前の額1,004千円、補正額1,287千円、計の2,291千円。

項の2. 繰出金、補正前の額100千円、補正額554千円、計の654千円。

款の12. 予備費、項の1. 予備費、補正前の額24,390千円、補正額80,495千円、計104,885千円。

歳出合計、補正前の額902,384千円、補正額82,336千円、計の984,720千円となっております。

次に、説明書により説明をいたします。

2枚めくっていただき、3ページをお願いします。

歳入で款の5. 療養給付費交付金、項の1. 療養給付費交付金、目の1. 療養給付費交付金、節の2. 過年度分ということで、補正額3,623千円でございます。この分につきましては、平成22年度分の退職者医療交付金でございます。

款の11. 繰越金、項の1. 繰越金、目の2. その他繰越金、節の1. その他繰越金、補正額78,713千円、これは平成22年度分の繰越金で、繰り越しの全体額は108,713,360円で、その分、当初予算で30,000千円計上しておりますので、差額の78,713千円の補正でございます。

裏面の4ページをお願いします。

歳出で款の11. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の2. 償還金、節の23. 償還金、利子及び割引料、補正額1,287千円、この分につきましては、平成22年度分の精算の返納金で、一般被保険者療養給付費等負担金返納金で695千円、出産育児一時金補助金の返納金で59千円、特定健康審査等負担金返納金で533千円でございます。

款の11. 諸支出金、項の2. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金、節の28. 繰出金、補正額554千円、これにつきましては、前年度出産育児一時金の精算金分で一般会計への返還金でございます。

次ページ、5ページをお願いします。

款の12. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費、補正額80,495千円の補正でございます。

次に、議案第46号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目、2ページをお願いします。

歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、項の1. 後期高齢者医療保険料、補正前の額63,538千円、補正額1,177千円、計の64,715千円。

款の4. 繰越金、項の1. 繰越金、補正前の額1千円、補正額403千円、計の404千円。

歳入合計、補正前の額81,638千円、補正額1,580千円、計の83,218千円となっております。

裏面、3ページをお願いします。

歳出、款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額80,868千円、補正額1,515千円、計の82,383千円です。

款の4. 諸支出金、項の2. 繰出金、補正前の額1千円、補正額66千円、計の67千円。

款の5. 予備費、項の1. 予備費、補正前の額100千円、補正額、減額の1千円、計の99千円。

歳出合計、補正前の額81,638千円、補正額1,580千円、計の83,218千円となっております。

次に、説明書により説明をいたします。

2枚めくっていただき、3ページをお願いします。

歳入で款の1. 後期高齢者医療保険料、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料、節の1. 現年度分1,177千円の補正でございます。これにつきましては、当初賦課の調定額41,091,700円が確定いたしまして、その分の当初計上額との差額の補正でございます。

款の4. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金403千円の補正でございます。これは平成22年度の繰越金でございます。

裏面、4ページをお願いします。

歳出で款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金1,515千円の補正で、この分につきまして特別徴収保険料の、先ほどの現年度分の補正1,177千円と繰越金に含まれております前年度の出納閉鎖期間中に納付されました保険料338千円、この部分を広域連合のほうに納付するための補正でございます。

款の4. 諸支出金、項の2. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金、節の28. 繰出金66千円の補正で、平成22年度分の繰越金404,906円ですけれども、それから先ほどの広域連合に納付する分338千円を除いた部分を一般会計に繰り出す補正でございます。

款の5. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費、減額の1千円の補正でございます。

以上で議案第39号、議案第45号、議案第46号の補足説明を終わります。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

さらに補足説明を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、議案第42号、議案第43号、議案第48号について御説明を申し上げます。

議案第42号 町道路線の廃止についてでございます。

路線名といたしましては、下津毛井手口住宅線、起点、上峰町大字坊所五本谷1999の2番地先、終点、同じく上峰町大字坊所一本谷2514の39番地先。

塚原2号線、上峰町大字堤谷渡1599番地先、終点、上峰町大字堤谷渡1477番地先でございます。

別に位置図と詳細の路線ごとの図面を添付しております。

この廃止につきましては、次に御説明申し上げます議案第43号についての路線の認定という中で、下津毛井手口住宅線及び塚原2号線につきましては、起点、終点等の変更になりますので、そのような場合についてはまず路線の全部の廃止という形になります。それにかわって、全部の認定という話になりますので、今回、その路線につきましては、まずは廃止ということをお願いしたいと思っております。

続きまして、議案第43号でございます。

議案第43号 町道路線の認定についてでございます。これにおいても、別紙に位置図、それと路線ごとの詳細図を添付しております。読み上げて説明を申し上げます。

路線名、下津毛井手口住宅線、起点、上峰町大字坊所字五本谷1999の1番地先、終点、同じく上峰町大字坊所字二本谷2512の47番地先でございます。これにつきましては、終点の部分の延長22.92メートルの追加でございます。詳細図のほうを御参照願いたいと思います。

下津毛井手口住宅線の終点のところの上峰イオンの東側、井手口団地西線までの追加という形で、今回22.92メートル追加するところでございます。

続きまして、塚原2号線、起点、上峰町大字堤字谷渡1598の1番地先、終点、同じく上峰町大字堤字堤2375番地先、これにつきましては終点のほうの419.97メートルの追加でございます。

続きまして、路線名といたしまして、佐渡宮東線、起点、上峰町大字坊所字三本松858の6番地先、終点、上峰町大字坊所字檜寺685の17番地先、これにつきましては、詳細図を参

照いたしてもらいたいですけれども、もとの下坊所の中山医院跡地の造成地の中の道路でございます。これにつきましては、平成21年6月18日に寄附をもらっている分で、今回認定をする分でございます。

続きまして、路線名、堤1号線、起点、上峰町大字堤字二本谷1324番地先、同じく終点、上峰町大字堤字五本谷2184番地先でございます。これにつきましては、北部土地改良区の路線に当たるところで、起点を船石、終点を堤地区内の延長470.0メートル、幅員4メートルということで今回認定するものでございます。

続きまして、路線名、堤2号線、起点、上峰町大字堤字六本谷2622の1番地先、終点、同じく上峰町大字堤字堤2210番地先でございます。これも先ほどの堤1号線同様、上峰町の北部土地改良区内の路線でございます。起点を佐賀川久保鳥栖線より終点を同じく県道の中原三瀬線までの延長1,500メートル、幅員5メートルでございます。

続きまして、路線名、舟石東西線、起点、上峰町大字堤字船石253の1番地先、終点、上峰町大字堤字船石497番地先でございます。これも先ほど同様、上峰町の北部土地改良区内の路線の認定でございます。起点を船石の踏切より、終点を先ほど御説明申し上げましたとおり、町道堤2号線までの終点区間で、延長390メートル、幅員5メートルでございます。

続きまして、井手口住宅線でございます。起点、上峰町大字坊所字二本谷2512の38番地先、終点、上峰町大字坊所字二本谷2512の39番地先でございます。これにつきましては、詳細図を参照願いたいと思いますけれども、先ほど説明申し上げました下津毛井手口住宅線より上峰イオンの東側の町道井手口団地西線までの区間といたしまして、延長55メートル、幅員4メートルでございます。

これにつきましては、上峰町道路規則の第9条、町道認定条件に合うものでございますので、よろしく審議の方お願いしたいと思っております。

続きまして、議案第48号でございます。平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第2号）でございます。

2ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出予算補正ということで、歳入の部でございます。

款の5. 繰越金、項の繰入金、補正額、減の6,799千円、計の277,664千円。

款の6. 繰越金、項の1の繰越金、補正額6,799千円、計の6,800千円。

歳入合計、補正額ゼロ、計の552,748千円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出の部です。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、補正額ゼロ、計の167,107千円でございます。

歳出合計、補正額ゼロ、計の552,748千円でございます。

続きまして、上峰町農業集落排水特別会計補正予算に関する説明書のほうの3ページをお願いいたします。

歳入のほうからですけれども、款の5の繰入金、項の1の繰入金、目の1の一般会計からの繰越金でございます。補正額、減の6,799千円でございます。これにつきましては、一般会計からの繰入金の減ということでお願いいたします。

続きまして、款の6の繰越金でございます。項の1の繰越金、目の1の繰越金、補正額6,799千円、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、歳出でございます。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費ということで、節の11の需用費でございます。1、消耗品費653千円、これにつきましては中継ポンプの非常用通報装置の蓄電池分の消耗品でございます。個数といたしましては、10個購入を予定しております。

続きまして、6の修繕料でございます。金額としては11,910千円でございます。

中身につきましては、まずは前牟田地区の真空弁の取りかえ工事ということで5基計画しております。それと、同じく前牟田地区の真空システムの取水タンクの水位計、それと真空ポンプの取りかえ工事でございます。

また、切通につきましては、汚泥の引き抜きポンプの取りかえ工事と、あと流量調整槽中のポンプの取りかえ工事を予定しております。

また、江迎地区につきましては、中継ステーションの中の脱臭装置の中の活性炭の取りかえ工事ということで計画しているところでございます。

13節の委託料でございます。減額の12,640千円、これにつきましては、当初予算より御説明を申し上げましたとおり、ことしにつきましては、各地区の処理施設の委託管理につきまして包括的な一括契約ということで、7処理区を一括契約しております。そういうことで、それに伴うコスト縮減的なもので、今回、委託料が12,640千円減額されたというものでございます。

16節の原材料費でございます。77千円でございますけれども、これにつきましては、既設の下水管のマンホール周り、管路のところの舗装の補修用の合材の購入でございます。

そういうことで、以上、第2号補正予算の説明は終わりました。

皆様方の御審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

さらに補足説明を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

私のほうからは、議案第44号及び議案第47号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第44号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第2号）でございます。

予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の表でございます。

こちらの表の1列目、款、それから4列目の補正額、5列目の計と読み上げてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部、款の9. 地方交付税、補正額41,215千円、計890,815千円。

款の15. 県支出金、補正額12,967千円、計225,846千円。

款の18. 繰入金、補正額618千円、計70,983千円。

款の19. 繰越金、補正額91,591千円、計141,591千円。

款の20. 諸収入、補正額8,379千円、計50,788千円。

款の21. 町債、補正額、△9,452千円、計234,284千円。

歳入合計、補正額145,318千円、計3,452,472千円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出のほうでございます。

款の1. 議会費、補正額154千円、計82,199千円。

款の2. 総務費、補正額114,411千円、計484,071千円。

款の3. 民生費、補正額5,725千円、計922,961千円。

款の4. 衛生費、補正額635千円、計526,488千円。

款の6. 農林水産業費、補正額△6,621千円、計334,318千円。

款の8. 土木費、補正額11,334千円、計90,136千円。

款の9. 消防費、補正額4,476千円、計152,967千円。

款の10. 教育費、補正額2,297千円、計309,117千円。

次に、4ページをお願いいたします。

款の12. 公債費、補正額12,907千円、計536,735千円。

歳出合計、補正額145,318千円、計3,452,472千円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。第2表 地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、臨時財政対策債、補正前243,736千円、限度額の補正後でございますが、234,284千円というふうに限度額を減少させております。

まず、補正前の額としましては、当初予算で22年度実績304,670千円の80%という指示があつておるといふ御説明を申し上げておりましたが、結果的に許可額、決定額がおよそ77%の234,284千円というふうに確定しましたので、今回、補正をお願いいたしております。

続きまして、詳細に入つてまいりまして、説明書の3ページをお願いいたします。

まず、説明書の3ページ、2の歳入、一番上の表ですが、款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税41,215千円、これにつきましては、普通交付税決定額が860,815千円というふうになりましたので、当初予算との差額を計上いたしております。前年度比較で31,459千円の増というふうになっております。

続きまして、すぐ下の表ですが、款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の2. 民生費

補助金、節の1. 社会福祉費補助金4,987千円。これにつきましては、地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業としての認定を今回受けておりますので、このたび計上をいたしております。この歳入につきましては、経費の全額を補助していただくということでございます。

次に、同じ款の目の8. 土木費補助金、節の1. 住宅リフォーム緊急助成事業費補助金8,850千円、これにつきましては新規事業に対する補助金でございます、事業費に対しては県からの全額補助というふうになっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページが一番下の表です。

款の19. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金91,591千円、これにつきましては、平成22年度決算によります実質収支額が141,591,734円と確定いたしましたので、当初予算との差額をこちらのほうに計上させていただいております。

続きまして、次の5ページをお願いします。

5ページの表の上ですが、款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入8,379千円でございますが、このうち、説明のほうの3段目でございますが、前年度介護保険負担金精算金7,860千円というふうに計上いたしておりますが、これにつきましては、平成22年度介護保険特別会計構成団体負担金の精算に伴います返還金を計上いたしております。

続きまして、下の表の款の21. 町債、項の1. 町債、目の9. 臨時財政対策債、節の1. 臨時財政対策債、△の9,452千円、これにつきましては、起債許可額が234,284千円となりましたので、その差額を減額いたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金64,830千円でございます。この積み立てによります今年度末の基金の予定額は225,926千円というふうになります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の9. 減債基金費、節の25. 積立金30,000千円、これにつきましては、今年度末の基金額が40,000千円ということで予定をいたしております。

同じ款の目の14. 公共施設整備基金費、節の25. 積立金20,000千円、これにつきましては、今回から将来の施設改修、修繕に必要な資金として積み立てを再開するものでございます。

先ほどから申し上げております財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の財政調整関連3基金の合計額というものは、285,000千円となる予定でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

10ページ、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の3. 老人福祉費、節の13. 委託料4,988千円、これにつきましては地域における要援護高齢者などへの支援を実施するために、

基礎的電子システムを構築するための委託料でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰入金△の6,799千円、これにつきましては、農業集落排水特別会計の平成22年度決算によります実質収支額と同額を減額させていただいております。

続きまして、13ページをお願いします。

下の表、款の8. 土木費、項の5. 住宅費、目の1. 住宅管理費、節の19. 負担金、補助及び交付金8,400千円、これにつきましては、対象者への助成金でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページ、下の表、款の9. 消防費、項の1. 消防費、目の1. 非常備消防費、節の19. 負担金、補助及び交付金3,876千円でございます。これにつきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令、これが本年8月10日に公布、施行されております。この中で、東日本大震災による災害給付の増大により、平成23年度に限り、共済基金に支払う掛け金の額を団員1人当たり1,900円から24,700円に引き上げるというふうになっております。その分の追加負担額を計上いたしております。

それでは、続きまして、16ページをお願いいたします。

16ページ、款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料12,907千円でございます。これにつきましては、今現在御存じのとおり、多数の起債が本町にはございますけれども、この起債の中で金利の高いもの、それから償還期限前に一括償還しても補償料が必要ないというものを厳選いたしまして、一括償還をしたいというふうに考えております。その分につきましてはの予算を計上させていただいております。

議案第44号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第47号 平成23年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

予算書の2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の部。

款の3. 繰越金、補正額1,538千円、計の1,539千円。

歳入合計、補正額1,538千円、計1,552千円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出の部でございます。

款の2. 予備費、補正額1,538千円、計1,539千円。

歳出合計、補正額1,538千円、計1,552千円となっております。

それでは、説明書の3ページをお願いいたします。

2、歳入、款の3. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金1,538千

円でございます。平成22年度決算による実質収支額が1,539,399円と確定いたしましたので、今回補正をお願いいたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出、款の2. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費1,538千円、今回、決算で繰り越しをいたしました金額すべてを予備費のほうに歳出予算として計上をいたしております。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

さらに補足説明を求めます。

○会計管理者（原楨義幸君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第49号 平成22年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定から、議案第55号 平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算認定まで7議案につきまして決算書を用いまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の決算書をごらんいただきたいと思いますが、ページを申し上げます。5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入からでございますが、表の一番下の歳入合計、左のほうの予算現額の箇所から読み上げさせていただきます。

予算現額3,738,124千円、調定額3,912,466,469円、収入済み額3,813,625,885円、不納欠損額4,956,792円、収入未済額93,883,792円、予算現額と収入済み額との比較75,501,885円でございます。

続きまして、2ページ飛びまして、9ページから10ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出の合計でございますが、予算現額3,738,124千円、支出済み額3,660,445,151円、翌年度繰越額41,931千円、不用額35,747,849円、予算現額と支出済み額との比較77,678,849円でございます。

表の下段のところに歳入歳出差し引き残額をお書きしておりますが、153,180,734円となります。このうち、翌年度繰越額、繰越明許をしておりますので、その金額が153,180,734円の中に11,589千円含まれております。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、167ページをおめくりいただき、ブルーの中敷きの後の3ページ、4ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額952,740千円、調定額989,267,113円、収入済み額934,210,155円、不納欠損額2,511,600円、収入未済額52,545,358円、予算現額と収入済み額との比較、△の18,529,845円でございます。

続きまして、歳出でございますが、2ページ飛びまして7ページ、8ページをお開き願います。

歳出の合計でございますが、予算現額952,740千円、支出済み額825,496,795円、翌年度繰越額はございません。不用額127,243,205円、予算現額と支出済み額との比較127,243,205円でございます。

歳入歳出予算差し引き残額は108,713,360円となっております。

次に、老人保健特別会計でございますが、40ページをおめくりいただき、ブルーの中敷きの後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額4,302千円、調定額4,299,761円、収入済み額4,299,761円、不納欠損額と収入未済額はございません。予算現額と収入済み額との比較、△の2,239円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次の3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額4,302千円、支出済み額4,299,761円、翌年度繰越額はございません。不用額2,239円、予算現額と支出済み額との比較2,239円でございます。

歳入歳出差し引き残高はゼロ円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、13ページをおめくりいただき、中敷きの後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額80,634千円、調定額80,590,508円、収入済み額80,474,608円、不納欠損額はございません。収入未済額115,900円、予算現額と収入済み額との比較、△の159,392円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次の3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額80,634千円、支出済み額80,069,702円、翌年度の繰越額はございません。不用額564,298円、予算現額と支出済み額との比較564,298円でございます。

歳入歳出予算差し引き残高は404,906円となっております。

次に、土地取得特別会計でございますが、15ページをおめくりいただき、ブルーの中敷きの後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額1,538千円、調定額1,539,399円、収入済み額1,539,399円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済み額との比較1,399円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次の3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額1,538千円、支出済み額と翌年度繰越額はございません。不用額1,538千円。予算現額と支出済み額との比較1,538千円でございます。

歳入歳出差し引き残高は1,539,399円となっております。

次に、農業集落排水特別会計でございますが、12ページをおめくりいただき、ブルーの中敷きの後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額527,215千円、調定額534,496,521円、収入済み額

529,879,415円、不納欠損額はございません。収入未済額4,617,106円、予算現額と収入済み額との比較2,664,415円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次の3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額527,215千円、支出済み額523,079,117円でございます。翌年度繰越額はございません。不用額4,135,883円、予算現額と支出済み額との比較4,135,883円でございます。

歳入歳出差し引き残高は6,800,298円となっております。

最後に、工業用地取得造成分譲特別会計でございますが、24ページをおめくりいただき、ブルー中敷きの後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額271,924千円、調定額271,922,628円、収入済み額271,922,628円、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済み額との比較、△の1,372円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次の3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額271,924千円、支出済み額271,922,628円、翌年度繰越額はございません。不用額1,372円。予算現額と支出済み額との比較1,372円でございます。

歳入歳出差し引き残高はゼロ円となっております。

それでは、以上をもちまして、補足説明とさせていただきますが、各会計の事項別明細等につきましては、お手元の歳入歳出決算書を御一読いただきたいと思います。と存じます。

それでは、決算認定のほどよろしく願いしておきます。

○議長（大川隆城君）

さらに補足説明を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時53分 散会